

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：農林水産費 項：畜産業費 目：畜産振興費

事業名 養蜂推進事業事務費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 畜産振興課 養豚・養鶏係 電話番号：058-272-1111(内4136)

E-mail：c11437@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 500 千円 (前年度予算額： 500 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	500	0	0	500	0	0	0	0	0
要求額	500	0	0	500	0	0	0	0	0
決定額	500	0	0	500	0	0	0	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

養蜂振興法及び岐阜県蜜蜂転飼条例に基づき、養蜂業者は、転飼しようとするときは、あらかじめ転飼しようとする場所や蜂群数、飼育期間等について、管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

平成25年1月1日に改正された養蜂振興法では、対象が業者からすべての飼養者となったため、これまで対象外であった飼養者への周知啓蒙や飼育及び転飼に係る調整が今後も増大する可能性がある。

また、蜂群の失踪、大量死等の発生が問題視されており、原因と考えられている農薬やダニ、疾病の蔓延を防ぐため、正確な転飼場所を把握し、各関係機関と連携をとることが必要となっている。

(2) 事業内容

- ・ 転飼調整指導 転飼場所への立入、転飼調整会議の開催
- ・ 蜜蜂被害調査 蜜蜂の被害状況の確認

(3) 県負担・補助率の考え方

県手数料収入 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	120	会議、講習会等出席旅費
消耗品費	121	現地調査消耗品
燃料費	80	現地調査燃料
役務費	125	郵便料、電話料、収納手数料等
使用料	54	有料道路利用料
合計	500	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

養蜂振興法

岐阜県蜜蜂転飼条例

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

養蜂振興法及び岐阜県蜜蜂転飼条例に基づき、転飼調整の適正化を図る

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

法令に基づき行う申請許可や調整指導であり、指標の設定にそぐわない。

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	各地域において蜜源に適切な飼養密度を保つよう必要に応じて転飼調整指導等を行い、蜂群の適正配置に寄与した。また、蜂群の失踪、大量死等の状況確認、疾病の蔓延を防ぐための正確な転飼場所等蜂場の確認、把握を行い、各関係機関と連携を図っている。
令和 3 年度	各地域において、蜜源に対し適切な飼養密度となるよう必要に応じて転飼調整指導等を行い、蜂群の適正配置に寄与した。また、蜂群の失踪、大量死等の状況確認、疾病の蔓延を防ぐための正確な転飼場所等蜂場の確認、把握を行い、各関係機関と連携を図っている。
令和 4 年度	各地域において、蜜源に対し適切な飼養密度となるよう必要に応じて転飼調整指導等を行い、蜂群の適正配置に寄与した。また、蜂群の失踪、大量死等の状況確認、疾病の蔓延を防ぐための正確な転飼場所等蜂場の確認、把握を行い、各関係機関と連携を図っている。
指標① 目標： _____ 実績： _____ 達成率： _____ %	

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない 	
(評価) 2	法令で規定された都道府県の業務を行うために必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	適正な蜂群配置に寄与している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている 	
(評価) 1	蜜蜂転飼許可は岐阜県事務委任規則により農林事務所長に委任されており、各地域の実状に応じて効率的に事業を行うこととしている。

(今後の課題)

<p>養蜂振興法が平成25年1月1日に改正され、蜜蜂飼育届の対象者が拡大されたことから、各地域における転飼調整指導等により円滑に調整を行うことが求められる。</p> <p>また、県内における蜂群の状況を確認し、疾病の蔓延防止や蜜蜂の大量死事故などに対し、迅速な対応が求められる。</p>

(次年度の方向性)

適正な蜂群配置を図るため、今後も継続が必要である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】
--	-------